

事 務 連 絡
平成14年4月9日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈について

平成14年3月28日付14東社局医第427号（別添2）により照会のあった標記について、別添1のとおり東京社会保険事務局保険部保険医療課長あて回答したので、関係者に対して周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

保医発第0328005号

平成14年3月28日



東京社会保険事務局保険部保険医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課長

疑義解釈について（回答）

平成14年3月28日付け14東社局医第427号により照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

早期リハビリテーション加算の対象者については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）において、「急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者」とされているところであり、その具体的な範囲は、「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）において、「脳血管疾患、脊髄損傷等の脳・脊髄（中枢神経）外傷、大腿骨頸部骨折、下肢・骨盤等の骨折、上肢骨折又は開腹術・開胸術後の患者であり、理学療法による治療が必要と認められる患者」としているところであるが、御指摘の「脊椎・関節の手術を受けた患者」については、これらの患者のうち、理学療法による治療が必要と認められる患者については、「急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者」に該当するものである。

14東社局医第 427号

平成14年 3月28日



厚生労働省保険局医療課長 殿

東京社会保険事務局
保険部保険医療課長

診療報酬の取り扱いにかかる疑義照会について

早期リハビリテーション加算の対象患者については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）において、「急性発症した脳血管疾患等の患者」とされているところであるが、脊椎・関節の手術を受けた患者については、「急性発症した脳血管疾患等の患者」に該当するものと考えてよろしいか。